

# 伊勢市地球温暖化防止実行計画

## 〈概要版〉

### 計画の趣旨

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動などの社会的活動によって排出される温室効果ガスが原因とされています。このまま温室効果ガスが増え続けると、気温上昇による砂漠化の進行や海岸の浸食のほか、食糧生産や生態系などにもさまざまな影響を与えると考えられているため、温暖化対策は地球規模での一刻の猶予もない人類共通の喫緊の課題です。

地球温暖化対策は、一人ひとりがその目的や必要性を理解して、取組を積み重ねていくことが大切なことから、市民・事業者・滞在者・行政が、それぞれに主体的に、且つ、連携・協力し地球環境及び伊勢の環境を私たちの子孫へ引き継げるように地球温暖化対策に関する取組を進めることとします。

こうしたことから、伊勢市では自然的・社会的な特性を踏まえた地球温暖化対策を推進していくために「伊勢市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市民・事業者・滞在者・行政の連携・協働により、市域の温室効果ガス削減に向けて取り組んでいきます。

### 計画の位置付け

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく実行計画
- ・「伊勢市環境基本計画」（平成21年度策定）の実行計画の一つ
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、平成20（2008）年12月に策定した「伊勢市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」については、内容の見直しを行い、本計画の一部へ含む

### 計画の期間

- ・平成24（2012）年度から平成32（2020）年度までの9年間

### 計画の基準年度

- ・平成19（2007）年度

### 対象とする温室効果ガス

- ・二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- ・メタン（CH<sub>4</sub>）
- ・一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- ・代替フロン等3ガス

〈ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）〉

# 温室効果ガス排出量の現況と将来予測（B a U）

平成 32(2020)年度の温室効果ガス排出量は 1,259.0 千 t-CO<sub>2</sub> と、基準年度に比べ 2.0%増加すると推計されます。

伊勢市の温室効果ガス排出量比較表 (千 t-CO<sub>2</sub>)

項目	平成 19 年度 2007 年度 基準年度	平成 32 年度 2020 年度 目標年度	基準年度比 増減率
二酸化炭素	1,189.2	1,202.0	101.1%
メタン	10.5	10.6	101.0%
一酸化二窒素	13.8	14.1	102.2%
代替フロン等3ガス	21.0	32.3	153.8%
合計	1,234.5	1,259.0	102.0%

## 温室効果ガス削減目標

平成32(2020)年度における伊勢市の温室効果ガス排出量を  
平成19(2007)年度比で30%削減します。(森林吸収量2.0%含む)

## 温室効果ガス削減目標の考え方

目標については、国、県の施策による温室効果ガスの削減、市独自の施策による削減、森林吸収による削減を次のとおり積み上げて設定しています。

- ① 国、県が実施する施策による、伊勢市内で削減される温室効果ガス排出量を推計。
- ② 市独自の施策により削減する排出量を推計。
- ③ 森林吸収源対策などにより削減される排出量を推計。
- ④ ①～③で推計した削減量を、2020年度温室効果ガス排出量（BaU）から差し引き、2020年度温室効果ガス排出量（目標値）を算出。
- ⑤ 基準年度温室効果ガス排出量から④による2020年度排出量（目標値）を差し引き、基準年度排出量との比率を目標削減率として設定。

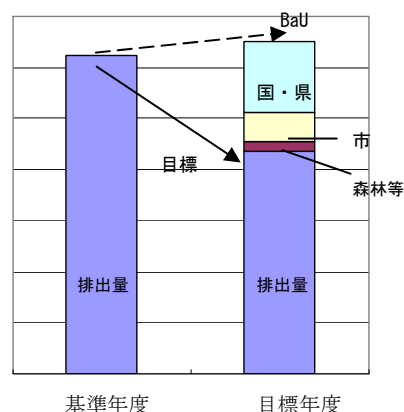


図 削減率設定のイメージ

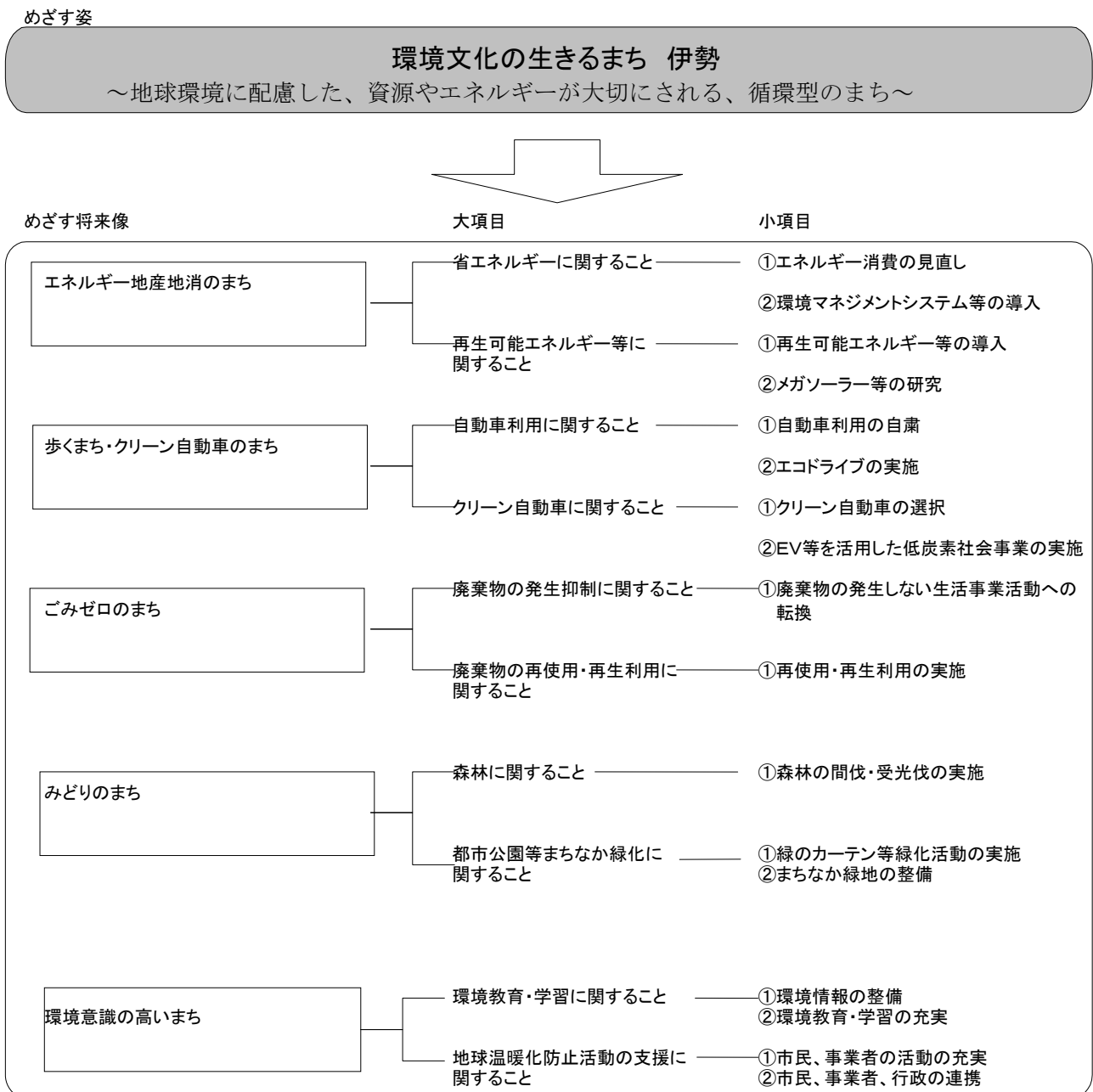
# 伊勢市の環境のめざす姿

本計画の上位計画である「伊勢市環境基本計画」では、「環境文化の生きるまち 伊勢」をめざす姿とし、そのめざす姿実現のための基本目標のひとつに「地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる、循環型のまち」を位置づけ、地球温暖化防止の推進に取り組むこととしています。

本計画では、地球温暖化防止の推進におけるめざす将来像として「エネルギー地産地消のまち」「歩くまち・クリーン自動車のまち」「ごみゼロのまち」「みどりのまち」「環境意識の高いまち」の5つを定め、施策を実施していくこととします。

## 施策の展開

「めざす姿」を実現するための5つの「めざす将来像」の実現に向け、以下のとおり施策の展開を図ります。



# 計画期間内の取組

---

計画期間である平成 32 年度までの 9 年間において取り組みます。

## エネルギー消費の見直し

- 一過性でなく、エコ生活の文化を根付かせるため、子どもから大人まで、家庭で会社で地域で、みんなが楽しくエコ生活を実践するための取組を実施します。

## 環境マネジメントシステム等の導入

- 低炭素社会構築のため、資源・エネルギーの無駄をなくす仕組みづくりを行います。

## 再生可能エネルギー等の導入

- 地域での再生可能エネルギーの普及のため、関連産業の育成を含め、再生可能エネルギー設備の設置を導入します。

## メガソーラー等の研究

- 伊勢の強みを活かし、地域のエネルギーを創るための検討を行います。

## 自動車利用の自粛

- 自動車をできるだけ使用しないライフスタイルに転換を行います。

## エコドライブの実施

- エコドライブの普及を進めます。

## クリーン自動車の選択

- 環境負荷の少ないクリーン自動車の普及を進めます。

## EV等を活用した低炭素社会事業

- EV等を活用してライフスタイルの転換や未来に向けた暮らし方を検討します。

## 廃棄物の発生しない生活、事業活動への転換

- 廃棄物が発生しない生活・事業活動への転換を行います。

## 再使用・再生利用の実施

- 再使用・再生利用を行い、焼却・埋立ごみの減量を図ります。

## 森林の間伐・受光伐の実施

- 森林の有する公益的機能（二酸化炭素吸収、水源のかん養、自然災害の防止等）を発揮することができるよう、適切な森林管理を実施します。

## 緑のカーテン等緑化活動の実施

- 市民、事業者の各々の緑化活動や、連携した活動の充実を図ります。

## まちなか緑地の整備

- みどりが多い公園や緑地の充実を図ります。

## 環境情報の整備

- 地球温暖化防止に関する情報について把握するとともに理解し利用します。

## 環境教育・学習の充実

- 地球温暖化防止についての正しい理解と認識を深め、行動する人材を育成するため、学習機会等の充実を図ります。

## 市民・事業者の活動の充実

- 市民、事業者の各々が地球温暖化防止に配慮した暮らしや事業活動を実践し、地域やグループ等による活動の充実を図ります。

## 市民・事業者・行政の連携

- 市民、事業者、行政が情報共有をし、意思疎通を図り、相互理解のもと協働で活動展開できるようなネットワーク形成を図ります。

# 市の率先事項

## (1) 基本的事項

市は、サービスの提供や道路等の建設、維持管理など市内経済活動の主体としての性格を持っており、地域に占める割合も大きなものがあります。このため、市の実施する事務事業に関し、率先して地球温暖化対策を実行します。

### ① 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、自らが行う事務事業に伴って、直接若しくは間接的に環境に及ぼす影響を継続的に改善するため、省資源、省エネルギー化、ごみの資源化及び廃棄物の減量化を図り、率先して温室効果ガス排出量を削減すること。

### ② 基準年度

平成19(2007)年度

### ③ 期間

平成24(2012)年度から平成32(2020)年度までの9年間

### ④ 対象ガス

- ・二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)
- ・代替フロン等3ガス

《ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)》

### ⑤ 範囲

市が行う全ての事務事業及び市が所有する全ての施設・設備(公用車等を含む。)を対象とします。ただし、民間に委託して行う公共事業及び市営住宅については含みません。

## (2) 削減目標

温室効果ガス総排出量を平成19(2007)年度比で30%削減することをめざします。

### ■削減取組

取組方針	具体的取組
省エネルギーの推進	高効率照明設備による削減
	設備の高効率機器への更新による削減
	設備の運転効率の見直しによる削減
	昼休み時等の照明、パソコン電源OFFによる削減
	省エネデーの徹底による削減
	エコドライブ実施による削減
	ハイブリットカー等の導入による削減
	E S C O事業の可能性での削減
職員の率先実行による環境配慮活動	
再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設置での削減